

消防法改正のお知らせ

消防用設備等の設置基準が強化され、平成27年4月1日から施行されます！

近年、全国的に多数の死傷者がでる火災が発生したことを踏まえ、消防用設備等の設置基準が強化されました！

<近年の火災事例> 広島県ホテル火災(平成24年)

長崎県認知症高齢者グループホーム火災(平成25年)

新潟県身体障害者グループホーム火災(平成25年)

福岡県有床診療所火災(平成25年)



(6)項口が細分化されました。

(6)項口	施設名称	利用者
(1)	老人短期入所施設、有料老人ホーム等※1 ※1 介護保険法第7条第1項に定める要介護区分3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上	高齢者
(2)	救護施設	生活保護者
(3)	乳児院	児童
(4)	障害児入所施設	障害児
(5)	障害者支援施設、障害者の短期入所を行う施設、障害者の共同生活援助を行う施設	障害者

スプリンクラー設備設置基準の見直し

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物に、**275㎡未満**の消防法施行令別表第1 **(6)項口**に掲げる防火対象物が追加されました。

改正前
275㎡以上の(6)項口

改正後
・(6)項口(1)・(3)全て ・(6)項口(2)・(4)・(5)のうち、「介助がなければ避難できない者」※2 が概ね8割を超えて入所するもの全て

※2 「介助がなければ避難できない者」とは、消防法施行規則第十二条の三に定める者で、乳児・幼児、特定の認定調査項目のいずれかに該当する者【(6)項口(5)に掲げる施設に入所する者にあつては、障害支援区分が4以上の者に限る。】(障害支援区分認定を受けていない者にあつては障害支援区分の認定基準を参考とします。)

自動火災報知設備設置基準の見直し

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に、**300㎡未満**の消防法施行令別表第1 **(5)項イ、(6)項イ・ハ**※3 に掲げる防火対象物が追加されました。

※3 (6)項イ・ハについては利用者を入居又は宿泊させるものに限る。

改正前	改正後
300㎡以上の(5)項イ、(6)項イ・ハ	・(5)項イ(旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの)全て ・(6)項イ(病院、診療所、助産所)・ハ(老人デイサービス、保育所、通所障害者福祉施設等)のうち利用者を入居又は宿泊させるもの全て

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象の追加

新たに自動火災報知設備を設置しなければならない(5)項イ、(6)項イ・ハの防火対象物について、**300㎡未満**のものは特定小規模施設用自動火災報知設備※4を設置することができるようになりました。

改正前	改正後
(2)項二、(6)項口、(16)項イ【(2)項二、(6)項口の部分を含むもの】のみ	・(5)項イ、(6)項イ・ハ(利用者を入居又は宿泊させるもの)、(2)項二、(6)項口、(16)項イ【(5)項イ、(6)項イ・ハ(利用者を入居又は宿泊させるもの)、(2)項二、(6)項口の部分を含むもの】

※4 特定小規模施設用自動火災報知設備とは特定の用途に供する**300㎡未満**の施設において、自動火災報知設備の代わりとして設置することができる設備です。

消防機関へ通報する火災報知設備の連動義務化

消防法施行令別表第1 (6)項口に掲げる防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の設備の作動と連動して起動することが義務付けられました。

また、消防法施行令別表第1 (6)項口に供する部分がある建物は、当該用途以外の部分も含め建物全体の火災信号と連動起動することが必要となりましたので、すでに連動起動としている施設にあっても改修が必要となる場合があります。

既存の防火対象物は、いずれの基準も**平成30年3月31日まで**経過措置が設けられています。



問い合わせ先
粕屋南部消防組合消防本部予防課指導係
TEL 092-935-6389

